

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第513号)

平成19年9月21日

横 情 審 答 申 第 513 号

平 成 19 年 9 月 21 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年5月10日まち建審第71号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「別添文書まち建審第366の1において「・・・特定地番Zも、それぞれの自
己所有地だけでは接道していないことが明らかです。」と公文書虚偽記載をして
いるが、この公文書虚偽記載を行うにあたり、作成の根拠となった文書」の非開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書まち建審第366の1において「・・・特定地番Zも、それぞれの自己所有地だけでは接道していないことが明らかです。」と公文書虚偽記載をしているが、この公文書虚偽記載を行うにあたり、作成の根拠となった文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書まち建審第366の1において「・・・特定地番Zも、それぞれの自己所有地だけでは接道していないことが明らかです。」と公文書虚偽記載をしているが、この公文書虚偽記載を行うにあたり、作成の根拠となった文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年3月5日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 建築物の敷地は、一般通行のほか避難上または消防上などで支障がないよう有効に道路に接していなければならないことから、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項では建築物の敷地は道路に2m以上接するよう定められている。建築主事は、建築主から申請された建築計画の内容が上記を含む建築基準関係規定を審査し、適合するものについては建築確認を行っている。
- (2) 平成18年9月13日付まち建審第366号の1（以下「本件回答部分」という。）において異議申立人（以下「申立人」という。）が公文書虚偽記載であると主張する部分については、公図、地積測量図等に基づき、客観的な事実を回答しており、公文書虚偽記載は行っていない。

したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「開示請求に係わる行政文書は、作成しておらず、又は取得しておらず、保有していないため」という理由で非開示になっているが、申立人の所有する特定地番 Z の土地は公道に 4 m 接していることから、本件回答部分において「・・・特定地番 Z も、それぞれの自己所有地だけでは接道していないことが明らかです。」と記載していることは、事実と反する公文書虚偽記載であることが明白であるにもかかわらず、この公文書虚偽記載を行うにあたり、作成の根拠となった文書が存在しないことはあり得ない。

また、平成 15 年 3 月 25 日に当時の建築局中部建築事務所の職員が現場調査を行った際に、鶴見区馬場 7 丁目の特定地番 Y の土地と特定地番 Z の土地の土地境界には、1 段のブロックが昭和 42 年から設置されている物的証拠の現場調査を行い、さらに建築事務所長は、特定地番 Y の土地が袋地であるために、申立人に「申立人は、特定個人 A にこちらを通ってはいけなと何故、言わなかったのですか。」と質問していることから、特定地番 Y の土地が袋地であることを確認しており、申立人の所有する特定地番 Z の土地は公道に 4 m 接していることも確認している。

仮に、市当局の職員が本件回答部分を含む公文書を作成するにあたり調査・検討も行わず、その上、理由・根拠となる文書もなく、公文書虚偽記載を行うことは、違法な行為であることが明白である。

(3) 鶴見区馬場 7 丁目の特定地番 X の土地の北側の土地は、特定個人 B の名義で 2 棟の建築確認が昭和 41 年 6 月に確認されている。

特定個人 B は、特定地番 X の土地の南側の土地を特定個人 C 及び特定個人 D に売却し、特定個人 C 及び特定個人 D は、昭和 41 年 11 月に特定地番 X の土地の南側の土地と特定地番 W の土地の一部の土地を特定個人 E より土地使用承諾を得て建築確認申請を行い、確認されている。

(4) 特定個人 B 名義の 2 棟の土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっており、特定個人 C 及び特定個人 D の土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっていたことが分筆後の特定地番 Y の土地と特定地番 Z の土地の土地境界には、1 段のブロックで分割されていたことが昭和 42 年 4 月から現在に至って物的証拠として存在し

ていることから明白である。

(5) 特定個人Aは、特定地番Xの土地の南側の公道に通じる専用通路は、特定個人C、特定個人D両氏が使用することを知りながら、特定個人Aの土地付建物の売主である特定会社の特定個人Fに特定個人C、特定個人D両氏の土地の一部を飛び地としての購入を依頼し、特定個人Fが特定個人Bに土地売却を依頼し、特定個人C、特定個人D両氏が中間名義の省略で申立人に売却していたが未登記であることを特定個人Bは悪用して特定地番Uの飛び地を特定個人Aに二重売却したのである。この特定個人Aの行為は、背信的悪意者に該当するので特定地番Uの飛び地の所有権を主張することができないために、飛び地の境界石は、昭和42年4月から現在においても存在せず、昭和52年11月30日に横浜地方法務局が再製した馬場7丁目の公図においても特定個人Aが所有していた特定地番Uの飛び地は表示されていなかったのである。

(6) 以上のことから、本件回答部分において「・・・特定地番Zも、それぞれの自己所有地だけでは接道していないことが明らかです。」と記載していることは、事実と反する虚偽の文書であることから、その文書を作成するにあたって理由・根拠となる文書が存在するものと考え請求しているのである。

仮に、申立人の請求文書が存在しないのであれば、この文書を作成した市当局の職員は、公文書虚偽記載を行った違法行為に該当するために、この職員の懲戒処分を行うと同時にこの公文書虚偽記載の文書の抹消及び訂正を請求する。

(7) 本件のような案件を貴審査会に諮問を行う以前に市長は、市当局の職員の違法行為について厳重な処分を行うべきである。

(8) 過去においても貴審査会が証拠事実を無視した答申を申立人に送付してきたので、申立人は再審査請求を貴殿に申立て、答申に対する反論及び質問を提出したが、貴殿からは何ら回答もなく、責任を回避して、当時の市民情報課長より誠意のない回答が送付されてきたので、申立人は異議及び質問申立てを行ったが、いまだ、その回答を受領していない。

仮に、貴審査会が公正に調査審議したのであれば、申立人の証拠文書に基づく異議申立て及び質問に対して正当な回答が可能であるにもかかわらず、その回答ができないことは、事実誤認と法令違反の基に市職員の違法行為を隠蔽、幫助していることが明らかである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書の記載から、実施機関が本件回答部分において「・・・特定地番Zも、それぞれの自己所有地だけでは接道していないことが明らかです。」と記載するに当たり、作成の根拠となった文書と解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件回答部分については、公図、地積測量図等に基づき、客観的な事実を回答しており、公文書虚偽記載は行っていないため、本件申立文書を保有していないとしている。

イ 当審査会としては、本件回答部分を作成するに当たり根拠となった文書を具体的に確認するため、実施機関に対して説明を求めたところ、本件回答部分は、特定地番Z、特定地番U、特定地番T及び特定地番Sの公図の写し、全部事項証明書（土地）及び地積測量図の写し（以下「公図の写し等」という。）を基に作成したとのことであった。

ウ さらに、実施機関は、公図の写し等のほかに本件回答部分を作成するに当たって根拠となった文書は存在しないとしており、その存在を推認させる事情も認められない。

エ 本件回答部分が、上記のように既に公になっている公図の写し等に基づいて作成されたことに照らせば、実施機関が本件申立文書を不存在とした決定に特段不合理的な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|--------------------------|
| 平成19年5月10日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成19年5月17日 (第106回第一部会) 平成19年5月23日 (第105回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成19年5月25日 (第41回第三部会) | ・諮問の報告 ・審議 |
| 平成19年6月6日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成19年6月22日 (第42回第三部会) | ・審議 |
| 平成19年7月3日 | ・実施機関から非開示理由説明書(追加説明)を受理 |
| 平成19年7月6日 (第43回第三部会) | ・審議 |
| 平成19年7月12日 | ・異議申立人から意見書(追加)を受理 |
| 平成19年8月8日 (第44回第三部会) | ・審議 |
| 平成19年8月17日 (第45回第三部会) | ・審議 |